

第3次真庭市総合計画（案）についてご意見を募集します

－第3次真庭市総合計画（案）に係るパブリックコメント手続実施要綱－

■ 計画策定の趣旨及び背景

真庭市が誕生して20年が経過し、新型コロナウイルス感染症の流行による価値観の変化、SDGs（脱炭素）への取り組みなど真庭市を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。また、少子高齢化など社会構造が想定以上に急速に変化する大きな転換期を向かえています。人口減少が進む将来の真庭市に住む「ひと」たちが豊かな生活を続けていくためには、これまで同様に少子高齢化対策を講じていくだけでなく、同時に、多様な価値観を尊重し、人と自然が共生する真庭の幸福な生活を目指す取り組みも必要です。

「市民参画と協働」「教育・子育て・介護環境」「地域資源の活用と循環」「SDGsの達成と環境保全」「多様な働き方と雇用創出」「地域コミュニティの強化と連携」などあらゆる分野において、市民との協働を進め、市民が住みやすい環境を確保し、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成と、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保、及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進するため、第3次真庭市総合計画を策定しています。

この内容についてパブリックコメントを実施しますので、ご意見をお寄せください。

■ ご意見を募集する計画案の名称

第3次真庭市総合計画

■ ご意見の募集期間

令和6年12月16日（月）から令和7年1月10日（金）まで

■ 計画案の入手方法

市ホームページからダウンロードしていただくか、総合政策部総合政策課及び各振興局地域振興課で閲覧できます。

■ 意見を提出できる方

- (1) 市内に住所を有する方
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に事務所又は事業所に勤務する方
- (4) 市内の学校に在学する方
- (5) その他この事案に利害関係のある方

■ 提出方法

パブリックコメント意見提出様式に必ず住所、氏名及び連絡先を記入して次のいずれかの方法によりご提出ください。（口頭あるいは電話でのご意見は不可とします。）

- (1) 直接提出 総合政策部総合政策課又は各振興局地域振興課
- (2) 郵送 〒719-3292 岡山県真庭市久世 2927-2

真庭市総合政策部総合政策課 宛

※令和7年1月10日（金）当日の消印有効

(3) ファクシミリ FAX (0867) 42-1353 真庭市総合政策部総合政策課宛

(4) 電子メール 電子メールアドレス sogoseisaku@city.maniwa.lg.jp

■ 提出されたご意見の取り扱い

- (1) 提出されたご意見は、計画等の参考にさせていただきます。
- (2) 提出されたご意見は、内容とそれに対する実施機関の考え方を後日公開します。
- (3) 個々のご意見に対して、直接個別の回答はいたしません。
- (4) 募集結果の公表の際には、ご意見の概要のみを公表し、住所、氏名等は公表しません。
- (5) 賛否の結論だけのご意見や趣旨が不明確なご意見には、回答をお示しできない場合があります。

■ 問い合わせ先

真庭市総合政策部総合政策課（TEL0867-42-1169、FAX0867-42-1353）